

畑作物共済

大豆

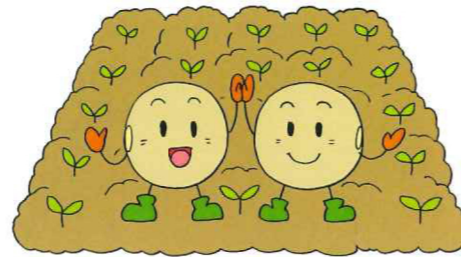


予期せぬ
自然災害に備えて

NOSAI の大豆共済

1 加入要件

収穫することを目的とする大豆を、農家ごとに5a以上作付けしていること。
また、作付けしている筆は全てご加入いただけます。



2 補償する災害

全ての気象災害、火災、病虫害、鳥獣害等です。

- ※ 通常すべき管理やその他損害防止(防除等)を怠った時は、分割評価(免責)を適用し、その減収分についての共済金は支払われません。
- ※ 以下の場合、共済金の一部又は全部が支払われない場合があります。
 - ・ 共済事故の発生通知を怠り、また悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
 - ・ 悪意もしくは重大な過失によって畑作物共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
 - ・ 植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害

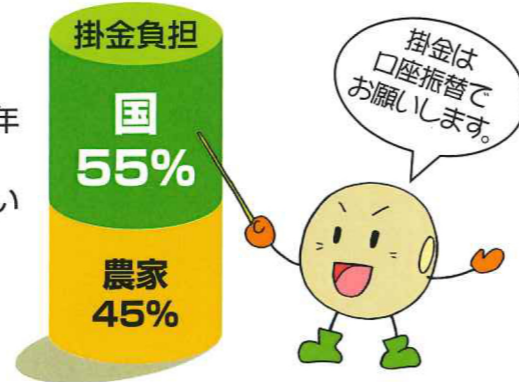


3 補償する期間

発芽期から収穫期までです。「収穫期」とは収穫の適期に刈り取り、圃場より搬出するまでです。

4 共済掛金

掛金の55%を国が負担しています。
掛金率は危険段階区分ごとに異なり、農家ごとの危険段階は毎年見直されます。
共済掛金以外に賦課金(事務費)が加算されますのでご了承ください。掛金の納入期限は7月31日です。



5 被害申告

補償対象災害により、減収が見込まれた場合には速やかに共済組合までご連絡ください。

6 補償方式(引受方式)

1 全相殺方式(9割、8割、7割補償から選択)

農家単位の引受となります。
農家ごとの基準となる収穫量に対し選択した補償割合分を補償する方式です。
加入要件は、大豆をJA等の集荷業者におおむね全量を出荷し、業者から出荷資料の提供を受けられる方、青色申告書とその関係書類または、白色申告書とその関係書類により収穫量が適正に確認できる方です。

【右欄参照→】

2 半相殺方式(8割、7割、6割補償から選択)

農家単位の引受となります。
耕地ごとの基準となる収穫量の合計に対し選択した補償割合分を補償する方式です。

3 地域インデックス方式(9割、8割、7割補償から選択)

農家単位の引受となります。
市町ごとの統計データを基に基準収穫量を設定し、総基準収穫量に対し選択した補償割合分を補償する方式です。

おすすめ!

充実補償の全相殺方式

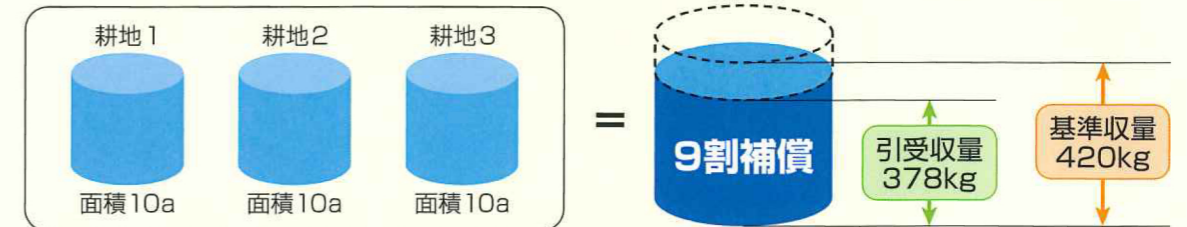
● 農家ごとに基準収穫量の最高9割を補償いたします。(8割、7割も選択可)

$$\text{基準収穫量} = \text{基準単収 (10a当たりの収穫量)} \times \text{引受面積}$$

※ 基準単収は農家ごとに過去5か年の出荷データや、税の申告書により収穫量を把握し、それを基準に5か年間の10a当たり収穫量の中庸3か年(5年間の実績がない場合は、実績のある直近3か年)の単純平均により算出します。

例えば、3筆栽培し、基準単収140kg、kg当たり共済金額300円、補償割合9割の場合

※ kg当たり共済金額は、農林水産大臣の告示により毎年変動します。



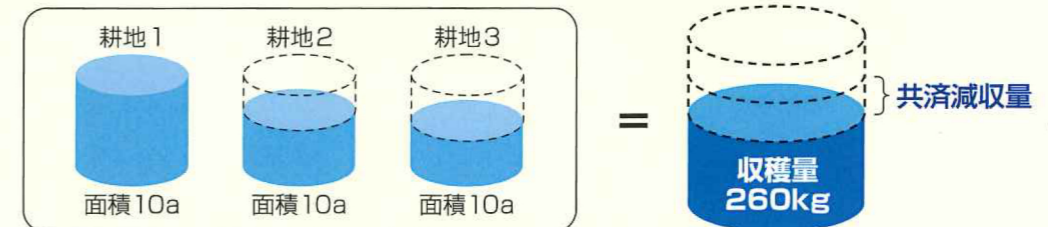
$$\text{基準収穫量} = 420\text{kg} (140\text{kg}/10\text{a} \times 30\text{a} \text{ [耕地1、2、3の合計面積]})$$

$$\text{引受収量} = 378\text{kg} (420\text{kg} \times 9\text{割補償})$$

$$\text{共済金額} = 113,400\text{円} (300\text{円}/1\text{kg} \times 378\text{kg})$$

共済金の支払いは

例えば、収穫量が260kgであった場合



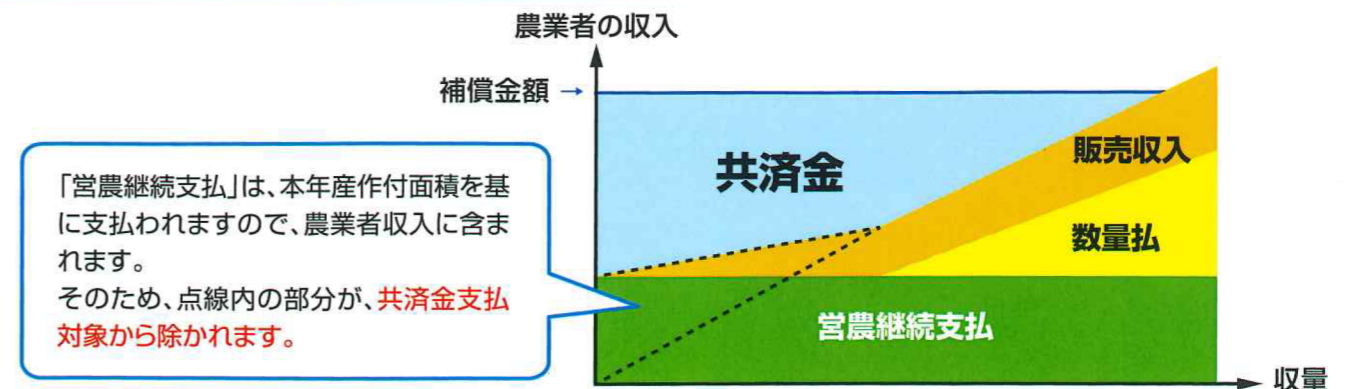
$$\text{共済減収量} = 118\text{kg} (\text{引受収量} - \text{収穫量})$$

$$\text{共済金} = 35,400\text{円} (300\text{円}/1\text{kg} \times 118\text{kg})$$

※ 出荷量として扱う品位は特定加工用大豆以上となります。

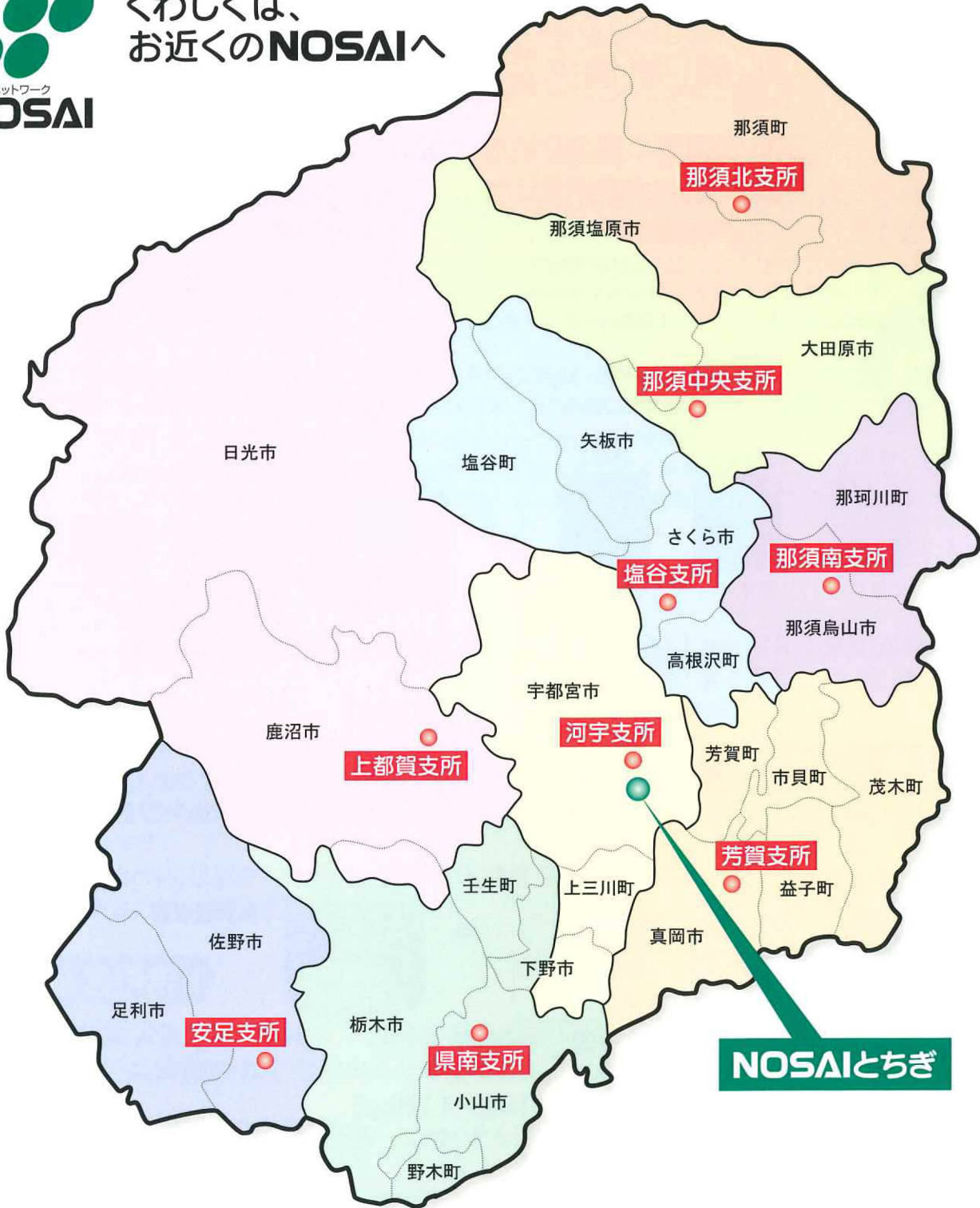
7 営農継続支払交付対象者の方の補償イメージ

※ 数量払いのみの場合は対象外となります。





くわしくは、
お近くの**NOSAI**へ



お問い合わせは

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 本 所 ☎028-683-5531
(NOSAIとちぎ) | <input type="checkbox"/> 那須中央支所 ☎0287-23-1633 |
| <input type="checkbox"/> 河 宇 支 所 ☎028-660-7300 | <input type="checkbox"/> 那須北支所 ☎0287-64-3663 |
| <input type="checkbox"/> 上 都 賀 支 所 ☎0289-65-3251 | <input type="checkbox"/> 那須南支所 ☎0287-84-1711 |
| <input type="checkbox"/> 芳 賀 支 所 ☎0285-84-1151 | <input type="checkbox"/> 県 南 支 所 ☎0285-23-7771 |
| <input type="checkbox"/> 塩 谷 支 所 ☎028-682-8491 | <input type="checkbox"/> 安 足 支 所 ☎0283-22-1597 |